

長野市データ連携基盤基本設計業務
要件定義書

令和5年8月

長野市データ連携基盤基本設計業務
委託事業者選定委員会

目次

1	はじめに	3
	(1) 本業務における基本方針	3
	(2) 本業務に関する基本条件	3
2	業務概要	5
	(1) データ連携基盤整備方針の策定支援	5
	(2) 先端的サービスの事例研究・仮説検討	5
	(3) デジタルインフラの事例研究・要件検討	6
	(4) デジタル田園都市国家交付金事業 Type 2・3に向けた申請書(案)等の作成支援	6
	(5) その他の付随業務	6
3	その他の要件	7
	(1) 有益な提案・実施	7
4	成果品等	8
	(別紙)	9

1 はじめに

長野市（以下「本市」という。）では、政府が掲げるデジタル田園都市国家構想の実現に向けて、「スマートシティ NAGANO 基本計画」及び「行政 DX 推進計画」を策定した。

これに添って、データの流通・連携を促進することで分野や組織等を超えた連携を可能とし、地域課題の解決や住民の豊かな暮らしの実感につなげていくデータ連携基盤の整備を目指した基本設計のために、具体的な要件及び制限事項等の前提条件を定義するものである。

(1) 本業務における基本方針

データを利活用した新たなサービスにより、市民や地域が豊かさや幸せを実感できるまちづくりの基盤となる仕組みとして、データ連携基盤を整備し、本市独自のスマートシティを官民共創により実現することを目指している。本業務では、データ連携基盤整備方針の策定支援のほか、先端的サービス及びデジタルインフラの事例研究に基づき、市が想定するサービスの実現に向けた課題整理や解決方針、短期及び中・長期に係る新たな市民向けサービスの仮説整理などを網羅的に検討し、実装に向けた道筋となる基本設計を行う。

(2) 本業務に関する基本条件

ア 準拠する法令等

本業務の実施に当たっては、本要件定義書に定めるほか、以下の関係法令及び諸規程等に準拠するものとする。

- (ア) 個人情報保護法
- (イ) 長野市情報公開条例
- (ウ) 長野市財務規則
- (エ) 長野市契約規則
- (オ) 長野市行政情報取扱規程
- (カ) 長野市事務決裁規程
- (キ) 長野市情報セキュリティポリシー
- (ク) その他の関係法令及び条例、規則等

イ 履行期間

契約日から令和6年3月31日

ウ 契約不適合

引渡後1年間を契約不適合担保責任期間とし、期間内に契約内容との不適合が発見された場合には、監督員の指示に従い、事業者の責任において必要な修正及び補正を行うものとする。なお、契約不適合の判断について疑義が生じたときは、速やかに市と受託事業者で協議を行い、疑義を解消すること。

エ 疑義

本要件定義書に記載のない事項等に疑義が生じた場合は、市と受託事業者が協議して定めるものとする。

オ 個人情報保護

受託事業者は、本業務において個人情報を取り扱う場合には、関係法令及び別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、市が求める場合には、個人情報の管理状況を報告すること。

カ 提供された情報の目的外利用及び受託事業者以外の者への提供禁止

受託事業者は、本契約による業務を行うため市から提供された情報について、本契約業務以外に利用し、又は受託事業者以外の第三者に提供してはならない。

キ 業務上知り得た情報の守秘義務

(ア) 受託事業者（受託事業者の従業員のうち、退職した者も含む。）は、この契約による業務に関して知り得た情報の内容を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。また、本業務に直接従事する全社員と個別に守秘義務契約を締結すること。

(イ) 業務の遂行に当たって、知り得た機器構成の内容及び本市システムの概要、データ等については、第三者に公表してはならない。機密保全、情報公開に関わるすべての事項については本市の指示に従うこと。このことは、本契約が終了した後においても同様とする。

(ウ) 受託者は、本市にて作成したガイダンスについて、他自治体への展開を行うことはできない。

ク 成果品の著作権等

受託事業者が本業務で得た成果物及び中間成果物の権利は、市と受託事業者で協議の上決定する。また、受託事業者は市の許可なく複製・貸与・公表等をしてはならない。

ケ アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法

受託事業者は、この契約に関わる情報の種類を定義し、種類ごとのアクセス許可及びアクセス時の情報セキュリティ要求事項、並びにアクセス方法の監視及び管理を行わなければならない。

コ 再委託に関する制限事項の遵守

(ア) 受託事業者は、業務の全部を一括して、又は本要件定義書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(イ) 上記（ア）の「主たる部分」とは、「2 業務概要」(1)及び(4)の業務とする。

(ウ) 受託事業者は、上記（ア）・（イ）の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。

サ 受託業務の定期報告及び緊急時報告義務

市及び受託事業者は、定期報告及び緊急時報告の手順を定め、業務の状況を適切かつ速やかに確認できるよう体制を整備しなければならない。緊急時の職員への連絡先は、あらかじめ相互に通知しなければならない。

2 業務概要

本業務における基本方針を踏まえ、業務概要を以下のとおり示す。

(1) データ連携基盤整備方針の策定支援

本市の目指すべきスマートシティの姿を実現するデータ利活用のあり方として、「データ連携基盤整備方針」の策定を支援すること。

「データ連携基盤整備方針」の策定に際しては、特に以下の点に留意した上で業務を実施すること。

- ・本市が策定している「スマートシティ NAGANO 基本計画」及び「長野市行政 DX 推進計画」の内容を踏まえたものとする。
- ・庁内向けに本市の目指すべきデータ利活用による先端的サービスのあり方と実現に向けたロードマップを作成すること。なお、データの利活用にあたっては、市が保有する基幹系データをどのように市民サービスに利活用するかを最優先で検討することとし、庁内に存在する個人番号利用事務系システムに保有するデータ（パーソナルデータ）を安全に利活用するための検討も含むものとする。
- ・具体的な施策(プロジェクト)の組成を前提とした内容とすること。

(2) 先端的サービスの事例研究・仮説検討

ア 先端的サービスの事例研究

全国における最新動向及び本市の現状・課題を踏まえて、整備すべき先端的サービスの事例について調査・研究すること。

具体的には、他都市の事例調査、庁内関係課・NAGANO スマートシティコミッション関連プレイヤー・その他関係者へのヒアリング等を通じて先端的サービスの導入候補等を整理すること。

イ 庁内データの情報整理支援

先端的サービスの導入候補を検討するため、個人番号利用事務系システムをはじめとする庁内データの情報を整理するための支援を実施すること。

具体的には、上記アと連動して庁内関係課への照会、ヒアリング等を通じて庁内データを一覧化・整理するために、必要な助言や支援を行うこと。

ウ 先端的サービスの仮説整理

先端的サービスの事例研究に基づき、市が想定するサービスの実現に向けた課題整理や解決方針、短期及び中・長期に係る新たな市民向けサービスの仮説整理などを網羅的に検討すること。

具体的には以下の点に留意の上、本市にて整備すべき先端的サービスの仮説について提案すること。

- ・サービスにより解消が見込まれる課題の明確化
- ・マイナンバーカードとの関連・活用有無

- ・ パーソナルデータの活用有無／広域連携の有無
- ・ 庁内データの活用可能性
- ・ 導入費用(イニシャルコスト)及び運用費用(ランニングコスト)の実態
- ・ 法的側面での対応状況 (利用規約/プライバシーポリシーの策定状況等)

(3) デジタルインフラの事例研究・要件検討

ア デジタルインフラの事例研究

他都市でのデータ連携基盤の整備実績等を踏まえてデジタルインフラについて調査・研究すること。

具体的にはデジタル田園都市国家交付金事業（デジタル実装タイプ）Type 2・3 採択自治体、長野県、その他先進自治体へのヒアリング等を通じてデータ連携基盤(都市 OS)の機能等を整理すること。

イ デジタルインフラの要件整理

デジタルインフラの事例研究及び庁内データの情報整理の結果を踏まえて、本市でのデジタルインフラの導入に向けた要件を整理すること。

具体的には以下の点に留意の上、本市にて整備すべきデータ連携基盤(都市 OS)について提案すること。

- ・ マイナンバーカードとの関連・活用有無
- ・ 共通 ID の生成・活用有無
- ・ パーソナルデータの活用有無/広域連携の有無
- ・ 導入費用(イニシャルコスト)及び運用費用(ランニングコスト)の実態
- ・ 法的側面での対応状況 (利用規約/プライバシーポリシーの策定状況等)

(4) デジタル田園都市国家交付金事業 Type 2・3 に向けた申請書(案)等の作成支援

業務 1～3 の実施結果を踏まえて、デジタル田園都市国家交付金事業（デジタル実装タイプ）Type 2・3 への申請を見据えた申請書(案)及び仕様書(案) の作成を支援すること。

(5) その他の付随業務

その他、庁内やステークホルダーとの意見調整に向けて、資料作成等の各種会議の運営支援を実施すること。

3 その他の要件

本業務では、その他の要件を以下に示す。

(1) 有益な提案・実施

市に有効と考えられる追加業務について、必要に応じて予算の上限額の内数として提案し、実施すること。

4 成果品等

受託事業者は、業務完了後、次の（ア）から（カ）の書類及び成果品を提出すること。

- （ア）プロジェクト計画書（契約締結後14日以内）
- （イ）デジタル田園都市国家交付金事業Type 2・3に向けた申請書(案)・仕様書（案）（令和6年1月31日まで）
- （ウ）作業完了報告書（令和6年3月31日まで）
- （エ）長野市データ連携基盤基本設計書（令和6年3月31日まで）
- （オ）作成ドキュメント一式（課題管理表、会議資料、議事録等）（令和6年3月31日まで）
- （カ）その他協議により生じた成果品

なお、プログラム（パッケージ含む）及びデータを除き、次のとおりとすること。

- ・電子ファイル（Microsoft Officeドキュメント形式及びPDFファイル）を保存したCD-ROM等で納品すること。
- ・使用言語は日本語で記述し、英文等を引用する場合は、日本語訳を併記すること。
- ・容易に加除できる仕組みとし、変更履歴を付けて変更管理が行えるようにすること。

(別紙)

個人情報取扱特記事項

(個人情報の改ざん、滅失及び損傷の禁止)

第1 受託事業者は、本業務を行うために当市から引き渡された個人情報を改ざん、滅失及び損傷してはならない。

(個人情報の漏えいの禁止)

第2 受託事業者は、本業務に関して知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 受託事業者は、当市が承諾した場合を除き、個人情報の取扱いを伴う業務は自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(委託目的以外の個人情報の使用禁止)

第4 受託事業者は、本業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の複写及び複製の禁止)

第5 受託事業者は、当市が承諾した場合を除き、本業務を行うために当市から引き渡された個人情報を、複写及び複製してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第6 受託事業者は、本業務を行うために取り扱う個人情報の改ざん・滅失・損傷・漏えい等があった場合には、当市に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

(個人情報が掲載された資料等の返還義務又は廃棄義務)

第7 受託事業者は、本業務を行うため、取り扱う個人情報が必要でなくなった場合には、当市の指示により、速やかに個人情報が掲載された資料等を返還しなければならない。

(事業所内からの個人情報の持出しの禁止)

第8 受注者は、この契約による業務を行うために必要な場合を除き、事業所内から個人情報を持ち出してはならない。